

**今回のテーマ：パートにも年休5日義務付け？！**

Q. 働き方改革関連法に伴い、正社員に年次有給休暇を5日与えなければならないことは知っていますが、パートタイマーにも必要だという話を聞きました。それは、本当でしょうか？

A. 年次有給休暇の5日取得義務付けに関してですが、法律上は「使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない（ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）」としています。

ゆえに、パートタイマー等の雇用形態に関わらず、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者には、少なくとも5日の年次有給休暇を取得させなければならないということになります。

ちなみに、10日以上の年次有給休暇が付与されるパートタイマーとは、基本的に週当たりの労働日数で決定されます。具体的には、週2日以下の勤務の場合、10日以上の年次有給休暇が付与されませんが、週5日勤務の場合は正社員と同様、また週3～4日勤務の場合、勤続年数が一年以上経ると、10日以上の年次有給休暇が付与されます。

**場合によっては、パートタイマーでも年休5日義務付けの対象になる！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール  
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。  
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**